

## 奈良県人事委員会訓令第一号

奈良県人事委員会事務局

奈良県人事委員会事務局規程（昭和五十八年四月奈良県人事委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年一月二十九日

奈良県人事委員会委員長 松 村 二郎

別表第一中第二十八号を第二十九号とし、第二十二号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同表第二十一号中「第二十六条及び第二十八条の規定による答弁書、反論書及び証拠の提出要求及び送付」を「の規定による答弁書及び反論書の提出要求及び送付、同規則第二十六条の規定による書面の提出要求」に改め、同号を同表第二十二号とし、同表中第二十号を第二十一号とし、同表第十九号中「第十三条第二号及び第三号の規定による臨時的任用の承認に関する事」と並びに第十四条の規定による臨時的任用の期間の更新の承認に関する事と並びに」を削り、「に関する事」と並びに第三十一条を「第三十一条」に、「に関する事」と並びに第三十二条を「第三十二条」に、「に関する事」と並びに第三十三条を「第三十三条」に、「に関する事」と並びに第三十五条及び第三十八条の規定による採用候補者の提示」を「第三十五条の規定による採用候補者の提示並びに第三十八条の規定による採用の辞退による採用候補者の提示の延期」に改め、同号を同表第二十号とし、同表中第十八号を削り、第十七号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年十二月奈良県人事委員会規則第十二号）第八条第七項及び第九条第三項の規定による休暇の承認に関する事。

別表第一第十六号中「第四条第五項」を「第四条第七項」に改め、同号を同表第十七号とし、同表中第八号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）第二十三条の五の規定による協議に関する事。